

第 10 回（令和 3 年）野洲市農業委員会
総会議事録

令和 3 年 10 月 11 日開催

令和3年第10回野洲市農業委員会総会議事録

令和3年10月11日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和3年第10回野洲市農業委員会総会を開催する。

1. 出席委員 下記のとおり

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 清水 稔 |
| 2番 | 小森 貴夫 |
| 3番 | 坂口 茂 |
| 4番 | 辻川 清太郎 |
| 5番 | 島村 平治 |
| 6番 | 北脇 広美 |
| 7番 | 苗村 善明 |
| 8番 | 辻 清子 |
| 9番 | 東郷 恵子 |
| 10番 | 石塚 健一 |
| 11番 | 森 恒仁 |
| 12番 | 有馬 和夫 |
| 13番 | 安田 健一 |
| 14番 | 市木 和雄 |
| 15番 | 飯田 百合子 |
| 16番 | 白井 嘉嗣 |
| 17番 | 前田美幸枝 |
| 19番 | 岩井 正男 |
| 20番 | 吉川 久和 |
| 21番 | 青木 徹 |
| 22番 | 藤岡いづみ |
| 23番 | 田中 靖志 |
| 24番 | 小森 正人 |
| 25番 | 井狩 憲一 |
| 26番 | 武浪 勘治 |

欠席

- | | |
|-----|-------|
| 18番 | 杉江 保彦 |
|-----|-------|

会議に参与したる職員

農業委員会事務局長
主幹

西村 拓巳
竹中 宏

農林水産課主任 保智 翔太
主任 浦谷 亮太

議長 みなさま、ごくろうさまです。
ただいまの出席委員は、24名であります。
欠席は、18番 杉江 保彦委員です。2番の 小森 貴夫委員は連絡をいただいております。
よって、本総会が成立いたしました。ただいまから令和3年第10回農業委員会総会を開会します。
これより日程に入ります。
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。
4番 辻川 清太郎委員、8番 辻 清子委員を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって会期は本日1日間と決定いたしました。
日程第3、議第32号から議第35号を上程します。
議第32号 農地法第4条第1項の規定による申請について、を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の1ページをご覧ください。
議第32号 農地法第4条第1項の規定による申請について、をご説明いたします。
案件は、2件です。
1件目は、大篠原●●●●番の現況地目宅地19.00㎡の田について、自己住宅用地として転用するものです。なお、当該土地は、申請人が平成20年に相続される以前から住宅敷地と使用されていたことから、申請に当たって顛末書を提出していただいております。位置図は議案書7ページをご覧ください。
別紙1の添付資料の1をご覧ください。当該申請に係る農地法第4条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、既に住宅が建設されたいたため顛末書をいただいております。
2件目は、乙窪●●●●番及び同字●●●●番の2筆で現況地目雑種地の計534.00㎡の畑地について、露天駐車場用地として転用するものです。なお、当該土地は、以前には建物が建っており乙窪自治会の自治会館として利用されていた

時期があります。その後、自治会館が別の場所に建設された後、建物は撤去されて駐車場として使用されていたことから、申請に当たって顛末書を提出していただいています。位置図は議案書 8 ページをご覧ください。

別紙 1 の添付資料の 2 をご覧ください。当該申請に係る農地法第 4 条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第 3 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、既に宅地及び雑種地として利用されたいため顛末書をいただいています。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いします。

13 番 安田委員をお願いします。

安田委員 13 番 安田です。事務局が説明いたしましたとおり、今回、●●●●氏が家のリフォームをするために色々と調査をされたところ、宅地の 19 m²が農地のままであったことから、今般、宅地に変更致したく申請がありました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、9 番 東郷委員をお願いします。

東郷委員 9 番 東郷です。事務局の説明にもありましたように自治会館として使われていた建物を撤去後、駐車場として使用されており、檀家の方が利用する駐車場として転用申請がありました。

ご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 32 号の採決に入ります。お諮りいたします。議第 32 号について賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員挙手と認めます。よって議第 32 号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして、議第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請について、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の 2 ページをご覧ください。

議第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請について、をご説明いたします。

案件は、1 件です。

本件は、7 月の第 7 回総会に譲受人●●●●氏 1 名で申請され、議決いただいたものですが、県道の拡幅工事に伴うもので県との契約上、共有名義である必要から、再度、申請を頂いたものです。

内容を説明します。久野部●●●●番の畑地 46.00 m²について、●●●●氏から●●●●氏及び●●●●氏に自己用戸建専用住宅用地に転用するため売買により所有権移転されるものです。位置図は議案書 9 ページをご覧ください。

別紙 2 の添付資料の 1 をご覧ください。当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第 3 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、本転用時には都市計画法に基づく開発許可が必要となります。当該土地の整備に当たっては、擁壁及びコンクリートブロックを設置して盛土され、隣接農地への土砂の流出を防ぎます。雨水排水は、U 型側溝で一カ所に集水して隣接する水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いします。

19 番 岩井委員をお願いします。

岩井委員 19 番の岩井です。今回、●●●●様より申請のあった件は、先ほど事務局から説明があったとおり 7 月議決いただいたものです。今回、県道の木部野洲線の拡張工事で移転が必要となって同じ集落内にて建てるための用地を求められ、当該農地は現在作付けがされていない状況です。共有名義でと県より指導があって申請されるものです。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 33 号の採決に入ります。お諮りいたします。議第 33 号について賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員挙手と認めます。よって議第 33 号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして議第 34 号、農用地利用集積計画について、を議題とします。この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借(たいしゃく)関係の方につきましては意見および挙手をされないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議題 34 号 農用地利用集積計画について、をご説明いたします。当議案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、上記の議案を提出するものです。内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧下さい。

利用権が設定されたのは、合計 56 件、114 筆、218,665 m²です。

農地中間管理機構を通じて利用権が設定されたのは、合計 21 件、46 筆、88,867 m²です。

これらは農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

なお、詳細につきましては、農林水産課の担当よりご説明いたします。

農林水産課 案件は 1 件で 2 筆です。

野洲市比留田●●●●番、台帳地目現況地目共に田、面積 1,296 m²、対価は 907,200 円。同じく野洲市比留田●●●●番、台帳地目現況地目共に田、面積 1,003 m²、対価は 702,100 円、利用目的は 2 筆とも水田です。

農地の所有権を移転する者は、野洲市比留田●●●●番地、●●●●です。

所有権移転を受ける者は、野洲市比留田●●●●番地、●●●●です。

届出理由ですが、対象の農地は●●●●さんとの貸借契約によって●●●●さんが父親の代から何十年も耕作をされていました。●●●●さんが主で農業を始められてからも、同じように耕作をされており、●●●●さん自身、親族にも今後耕作を行う意向はなく、長年耕作をされている●●●●さんに●●●●さんから売買の依頼がありました。●●●●さんがこの依頼を承諾し、今回の申請に至

っております。●●●●さんについては、認定農業者として、今後地域の担い手として農業に従事されることが見込まれることから、市でも申請を受け付け、本日の総会に諮らせていただきました。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

14 番 市木委員

市木委員 所有権の移転の関係ですが、所有権を受けられる方は農地法でいくともっと詳しい内容が出てくるんです。通作の距離とか、この人の経営規模とか、年齢とか、経営基盤促進法でいくと簡単な資料で終わっているわけです。同じように所有権を移転するのにこれだけ差があるのです。もう少し所有権を受けられる方の説明をいただけませんか。

農林水産課 今のご質問についてなんですけども、基盤法につきましては対象となる方、売買については市内の認定農業者に限られるような形になります。今のご指摘で、この方がどれくらい耕作してとなるんですが、入り口の時点で認定を取られている方になるので、ある程度の規模をされているという認識を持っています。議案書の内容については、どうしてもシステムの関係上こういう形でしか上がってこないのだからこれ以上の情報を付け加えるのは困難になりますので、ただ口頭で説明させていただくことは可能かと思っておりますので、もう少し詳しい説明を次回から考えさせてもらえたらと思います。

議 長 たちまち、今回のこの案件について資格要件とかわかれば。

農林水産課 ●●●●さんは、お話しさせていただいたように認定農業者でありますので、どの規模でとなると調べさせていただかないとわからないのですが、認定農業者にはなっておられます。

議 長 市木委員よろしいですか。

市木委員 認定農業者ということで規模などについては、今はわからないということでしたが、この様式では項目が無いので記載できないとの話を聞きましたが、農地法では、別紙を使用して、今回は所有権の移転が無いのでわかりませんが、所有権を受けられる方については色んな情報をここに書いていると思います。ですの

で、この様式ないのであれば別紙でしていただければ結構かと。お願いしたいと思います。

農林水産課 また来月も所有権移転がございますので、何処まで答えられるかわからないですけど、もう少し詳しく見ていただけるようにさせていただきたいと思います。

議 長 他にご質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 34 号の採決に入ります。お諮りいたします。議第 34 号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数と認めます。よって議第 34 号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして議第 35 号 令和 4 年度野洲市農業施策に関する意見書（案）について を議題とします。

事務局の説明の前に、市木農政部長より報告をお願いします。

市木委員 農政部会より、令和 4 年度野洲市農業施策に関する意見書（案）の提出までの流れにつきまして、報告いたします。まず、7 月 9 日に、第 1 回農政部会を開催いたしまして、令和 4 年度の意見書の進め方について、協議いたしました。結果、昨年同様、農業委員のみなさまによる、意見交換会をすることが決まり、8 月 10 日の、第 8 回総会終了後、意見交換会を開催いたしました。3 グループに分かれての意見交換会でしたが、いろんなお立場のみなさまに、積極的にご発言をいただき、各テーマに関する貴重な意見を頂戴いたしました。その内容に基づきまして、事務局で意見書の素案を作成し、9 月 13 日の、第 9 回総会終了後の第 2 回農政部会により、内容を精査いたしまして、本日、意見書（案）の提出となりました。前年の意見書に対する市の回答を踏まえ、修正及び追加を加えて作成しております。どうか、みなさまのご審議を、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議第 35 号 令和 4 年度野洲市農業施策に関する意見書（案）について、をご説明します。

本意見書は、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項に基づき、市に対して提出をするものです。

内容は、先だって郵送いたしました、令和 4 年度野洲市農業施策に関する意見書（案）のとおりです。この意見書（案）は、先ほど、市木農政部会長からご説明がありましたとおり、農業委員の、みなさまによる、意見交換会で出されました内容を、農政部会において検討いたしまして、その最終案を、今回総会に提案するものであります。意見書（案）につきましては、意見交換会で説明いたしましたとおり昨年度の意見書の内容を基本として、意見交換会での意見を追加、修正し、作成したものです。それでは、内容を説明いたします。

1 ページの「はじめに」では、わが国の農業を取り巻く現状を、国際情勢、地球温暖化問題、コロナ禍をまじえて説明し、国内な課題としては、農業従事者の高齢化、遊休農地の増加等が顕著となっている点を、また、当市でも同様の傾向を示している点を述べ、農業の持続的発展に向けて職業として選択される魅力ある産業に育てていく必要性を強調しています。

2 ページでは、農業者に対する支援として、農業経営の安定に向けた補助制度の充実を求めるとともに、情報、労働力、機材、技術などを必要なタイミングで、適切に提供できるよう要望しています。さらに、新規要望として、異常気象などによる農産物や農地及び施設への被害に対する対策の検討、支援を上げていきます。

3 ページでは、農業生産の効率化や付加価値を上げるため、地産地消の推進、農地の集積化、担い手の確保、農業用施設の保全を要望しています。さらに、新規要望として、国が策定した「みどりの食糧システム戦略」を踏まえ、環境を重視した農業生産の推進を要望しています。

4 ページでは、女性の農業参画の促進及び農業委員会事務局体制の強化を昨年に引続き要望しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

（挙手なし）

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、これより議第 35 号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第 35 号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員挙手と認めます。よって議第 35 号は議案どおりと決定いたしました。
意見書につきましては、10 月 25 日に、市長に提出をいたしますので、ご理解
のほど、よろしくお願いします。

以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

続きまして、日程第 4 報告案件にはいります。

報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、を報告し
ます。

事務局の報告を求めます。

事務局長 「報告第 12 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」ご説明
をいたします。

案件は 6 件です。

1 件目は、野洲●●●●番の田 2,723 m²について、譲渡人の●●●●氏から譲
受人の●●●●氏に、露天駐車場として転用するため、売買により所有権移転す
るものです。位置図は議案書 10 ページをご覧ください。

2 件目から 4 件目までは、一つの露天駐車場のための農地転用と目的が同じで
ありますので一括でご説明いたします。野洲●●●●番の田 1,249,00 m²他 3 筆計
5,250.00 m²について、●●●●氏他計 3 名の所有者から●●●●氏露天駐車場と
して転用するため、売買により所有権移転するものです。位置図は議案書 10 ペ
ージをご覧ください。

5 件目は、富波●●●●番の田 503.00 m²について、譲渡人の●●●●氏から譲
受人の●●●●氏に、分譲住宅用地として転用するため、売買により所有権移転
するものです。位置図は議案書 11 ページをご覧ください。

6 件目は、富波●●●●番の田 5.57 m²他 2 筆計 25.58 m²について、譲渡人の●
●●●●氏から譲受人の●●●●氏に、自己住宅の敷地拡張として転用するため、
贈与により所有権移転するものです。位置図は議案書 11 ページをご覧ください。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします
す。質疑はございませんか。

(挙手なし)

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和3年第10回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前10時15分